



埼玉県報

第8号
令和元年(2019年)
5月31日
金曜日

目次

規則

- 自転車競走競技規則の一部を改正する規則（県営競技事務所）

告示

- 埼玉県自治体情報セキュリティクラウド運用・保守業務委託に関する契約の相手方等の公示（情報システム課）
- 令和元年度地籍調査事業計画の決定（土地水政策課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 埼玉県コバトン健康マイレージ運營業務委託に関する契約の相手方等の公示(健康長寿課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）

- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 富士見第一土地改良区の役員就退任届（川越農林振興センター）
- 入間第二用水土地改良区の役員就退任届（川越農林振興センター）
- 川島町土地改良区の役員退任届（東松山農林振興センター）
- 七郷北部土地改良区の役員就退任届（東松山農林振興センター）
- 備前渠用水路土地改良区の役員退任届（大里農林振興センター）
- 農用地利用配分計画の認可（農業ビジネス支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 土砂災害特別警戒区域の解除（河川砂防課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定（出納総務課）
- 第5次埼玉県議会情報ネットワーク構成機器賃貸借及び運用管理業務委託に関する契約の相手方等の公示（議会・総務課）
- 埼玉県立特別支援学校 21 校コンピューター教室用機器等賃貸借に関する入札公告（特別支援教育課）
- IC 運転免許証作成用消耗品等の購入に関する契約の相手方等の公示（会計課）
- 携帯電話解析装置用端末に関する入札公告（会計課）
- 職員情報総合管理システム用サーバ等機器の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 男性警察官用短靴の製造請負（単価契約）に関する入札公告（会計課）
- 男性警察官用制服ワイシャツの製造請負（単価契約）に関する入札公告（会計課）
- 車両一体型給水車の調達に関する入札公告（水道管理課）
- がんセンター医療情報システム運用保守業務一式に関する契約の相手方等の公示（がんセンター）
- 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく埼玉県公安委員会が行う医師の指定に関する告示（保安課）

規 則

自転車競走競技規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第一号

自転車競走競技規則の一部を改正する規則

自転車競走競技規則（昭和三十八年埼玉県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四十八条の二第一号中「後に、適正な走行により再び競走選手の先頭に出ることが困難と認められる」を削る。

第五十条の二中「の標識線」を「に入るホーム・ストレッチ・ライン」に改める。

第六十三条第一項第二号中「第十一条及び」を「第十一条、」に改め、「までの下に」及び第五十条の二」を加え、同条第二項中「、第五十条の二」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県告示第九十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年五月三十一日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県自治体情報セキュリティクラウド運用・保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部情報システム課業務効率化推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年3月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
ネットワンシステムズ株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J P タワー
- 5 契約金額
115,927,255円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第九十一号

令和元年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第五項の規定により、公示する。

令和元年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
川越市	南古谷第三	平成三十一年四月一日から 令和二年三月三十一日まで
川越市	南古谷第四	平成三十一年四月一日から 令和二年三月三十一日まで
熊谷市	吉岡六	平成三十一年四月一日から 令和二年三月三十一日まで
熊谷市	大麻生四	平成三十一年四月一日から 令和二年三月三十一日まで
秩父市	神岡第三	平成三十一年四月一日から 令和二年三月三十一日まで
秩父市	神岡第四	平成三十一年四月一日から 令和二年三月三十一日まで
飯能市	双柳第九	平成三十一年四月一日から 令和二年三月三十一日まで
飯能市	双柳第十	平成三十一年四月一日から 令和二年三月三十一日まで
東松山市	東松山十三地区	平成三十一年四月一日から 令和二年三月三十一日まで
狭山市	狭山第五十三	平成三十一年四月一日から 令和二年三月三十一日まで
狭山市	狭山第五十四	平成三十一年四月一日から 令和二年三月三十一日まで
深谷市	深谷第三十八	平成三十一年四月一日から 令和二年三月三十一日まで

神川町	神川町
阿久原十	阿久原九
平成三十一年四月一日から 令和二年三月三十一日まで	平成三十一年四月一日から 令和二年三月三十一日まで

告示

埼玉県告示第九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術を担当する機関として、次の者を指定した。

令和元年五月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
たかのこどもクリニック	高野 忠将	上尾市緑丘三―四―二七	令和元年五月一日
草加きたやクリニック	医療法人社団羊草会	草加市北谷一―二二―一三 北谷ビル一階	平成三十一年四月一日
柳島クリニック	吉川 英志	草加市柳島町六五〇	平成三十一年四月一日
くらんど整形外科	橋本 蔵人	戸田市笹目南町三三―二	平成三十一年四月一日
藤田診療所	藤井 徹朗	比企郡川島町下伊草一五五―一四	平成三十一年四月一日
風間医院	風間 俊文	深谷市深谷町七―五六	平成三十一年四月一日
熊木こどもクリニック	横井 範子	秩父市熊木町一五―二一	平成三十年四月一日

ユニコ薬局東坂戸店	店 あおぞら薬局清水町	ユニコ薬局高坂店	しろくま薬局南台店	清見薬局	店 ユニコ薬局ふじみ野	あおぞら薬局長瀬店	ミズキ薬局	坂戸店 サンタの健康薬局	加納薬局 ドラッグセイムス	たから薬局	ふじみ野薬局
社 クオール株式会社	社 クオール株式会社	社 クオール株式会	社 クオール株式会	社 クオール株式会	社 クオール株式会	社 クオール株式会	株式会社ミズキ	夏川 茂樹	品 株式会社富士薬	早川 忍	社 ルナ調剤株式会社
四 坂戸市東坂戸二―八―一〇	イフルマンション一〇二	東松山市松風台九―一	五 ふじみ野市南台一―七―二	三 ふじみ野市清見一―二―一	一―四 富士見市ふじみ野西一―二―二階	一七 入間郡毛呂山町若山一―八	一 二〇―八 坂戸市につさい花みず木三	ビル一〇二 坂戸市南町二四―五長久保	桶川市坂田東三―二二―七	行田市忍二―一九―一	四 ふじみ野市大原一―一―一
四月一日 平成三十一年	四月一日 平成三十一年	四月一日 平成三十一年	四月一日 平成三十一年	四月一日 平成三十一年	四月一日 平成三十一年	四月一日 平成三十一年	一日 令和元年五月	四月一日 平成三十一年	一日 令和元年五月	三月一日 平成三十一年	四月一日 平成三十一年

ユニコ調剤薬局	クオール株式会社	坂戸市八幡二一九―九	平成三十一年 四月一日
ユニコ調剤薬局 ユニコ調剤薬局 ユニコ メック	クオール株式会社	坂戸市関間一―一―八	平成三十一年 四月一日
しろくま薬局藤金店	クオール株式会社	鶴ヶ島市藤金二八七―二	平成三十一年 四月一日
あおぞら薬局鶴ヶ島 店	クオール株式会社	鶴ヶ島市富士見二―二八― 六	平成三十一年 四月一日
あおぞら薬局藤金店	クオール株式会 社	鶴ヶ島市藤金三〇四―二	平成三十一年 四月一日
訪問看護ステーション ポラリス朝霞	株式会社ベスト ケア・ディベロ ップメント	朝霞市本町二―二―三九 みつばレジデンス朝霞	平成三十一年 四月一日
訪問看護ステーション Style	株式会社Style	狭山市新狭山二―一九―二 〇コーポ内田一〇一号	平成三十一年 四月一日
訪問看護リハビリス テーションここりハ ンあやめ小川	医療生協さいた ま生活協同組合 株式会社ファース トナース	熊谷市上之二八六八―三ク リスタルマンション二〇一 比企郡小川町小川七―三― 一カーサルナ・アンリ― 〇一号	平成三十一年 四月一日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
齊藤 裕一		柔愛堂第3なま い接骨院	熊谷市円光一―一三―二五 円光ビル一階	平成三十一年 四月十日

折原 咲	田口 学	高橋 琢也	飯島 亮	高橋 修一	鈴木 仁美	小栗 亜希	大谷 昌孝	成田 昌司	仁科 久博	井口 優	菊地 翔美
郷中央ステーション	KEIROW三	フレアス在宅マツ	レイス治療院	てあて在宅マツ	株式会社一隣堂	株式会社アメニ	お祭り広場マツ	新座ひょうたん	仁科接骨院	いのくち接骨院	深谷なまい接骨院
ディアコート一〇二	深谷市東方町三二一四	東京都杉並区松庵三〇四	深谷市東方町三二一四	千葉県松戸市常盤平陣屋前	東京都渋谷区東一三二	さいたま市見沼区東大宮四	熊谷市星川二八四	新座市東北二六一一四内	上尾市小泉七二二一七	新座市あたご三二八一二	深谷市宿根四一
平成三十一年 四月十八日	令和元年五月 一日	平成三十一年 四月一日	平成三十一年 四月一日	令和元年五月 一日	平成二十九年 四月一日	平成三十一年 四月二十二日	平成三十一年 四月一日	令和元年五月 六日	平成三十一年 四月一日	令和元年五月 一日	平成三十一年 三月一日

小堀
芳敬

訪問はりきゆう

KEIROW赤

東京都北区赤羽西一―二七

平成三十一年
四月二十三日

ン羽北ステーション

―六
大田荘一F

告示

埼玉県告示第九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和元年五月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	変更事項		変更前	変更後
	名称	所在地		
あい小児科			まるクリニック	あい小児科
日生薬局 和光店	開設者名称	所在地	株式会社日本生科学研究所	ミアヘルサ株式会社
日生訪問看護ステーション和光	開設者名称	所在地	株式会社日本生科学研究所	ミアヘルサ株式会社

二 指定施術機関

氏名	変更事項		変更前	変更後
	名称	所在地		
河野 啓之			はり・きゆう院くまさん	よつば鍼灸マッサージ院
施術所			草加市瀬崎一―二―八	千葉県船橋市咲が丘一―二―二六R ザウパー2B棟一〇二

田中 真史	
施術所	
所在地	名称
(追加)	(追加)
柳瀬ビル三F 和光市本町五―六	訪問医療マッサージ KEROW和光中 央ステーション

告示

埼玉県告示第九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和元年五月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
秩父中央病院	秩父市寺尾一四〇四	平成三十一年三月三十一日
唐沢会 柳島クリニック	草加市柳島町六五〇	平成三十一年三月三十一日
草加きたやクリニック	草加市北谷一―二二―一三	平成三十一年三月三十一日
所沢整形外科	所沢市宮本町一―一五―六	平成三十一年三月三十一日
太田マタニティクリニック	狭山市広瀬東三―二七―三七	平成二十九年五月三十一日
医療法人社団 寿会 よしざわ内科クリニック	熊谷市上之藤の宮一九九〇―一	平成三十一年三月三十一日
藤田診療所	比企郡川島町下伊草一五五―一四	平成三十一年三月三十一日

野店	ユニコ薬局 ふじみ野店	あじさい薬局	りぼん薬局	薬局トモズ 小手指店	あおぞら薬局 長瀬店	あおい調剤薬局 志志木市本町五―一五―一八山三ビル二木店	須永歯科医院	あらい歯科クリニック	医療法人社団 A・TEK 新狭山駅デ ンタルクリニック	上尾西口歯科	きたざわこどもクリニック	風間医院
ビルⅡ―二階	富士見市ふじみ野西一―二一―四齊藤	入間市扇台三―五―一七	狭山市水野六八―一―一	所沢市小手指町三―二一―二小手指 ハイツS棟	入間郡毛呂山町若山一―八―七	F 志志木市本町五―一五―一八山三ビル二	比企郡吉見町東野二―五―一〇	熊谷市箱田一―一四―一	狭山市新狭山三―一―二一―一	上尾市谷津二―一―一五〇―九	新座市野火止五―二―三 五サウスヴィ ラージュ二階A	深谷市深谷町七―五―六
三十一日	平成三十一年三月三十一日	平成三十一年三月三十一日	平成三十一年三月八日	平成三十一年三月二十一日	平成三十一年三月三十一日	平成三十一年四月一日	平成三十一年三月二十九日	平成三十一年三月三十一日	平成三十年三月二十日	平成三十一年四月一日	平成三十一年三月三十一日	平成三十一年三月三十一日

二 指定施術機関

白川 史暁	伊深 佳洋 子	氏名	
		住所	
深谷なまい接骨院	伊深	名称	施 術 所
深谷市宿根四―一	―五	所在地	
平成二十七年四月 一日	平成三十年十一月 十八日	廃止年月日	

告 示

埼玉県告示第九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和元年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	辞退年月日
医療法人 大樹台ク リニツク	入間市扇台三―五―一五	平成三十一年三月三十一 日

告示

埼玉県告示第九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和元年五月三十一日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
高野台介護支援センター	坂戸中央病院	社会医療法人 刀仁会	訪問看護	平成三十年十二月一日
北葛飾郡杉戸町下野四三五	坂戸市南町三〇―八	社会福祉法人 真善会	居宅介護支援	平成二十八年七月十二日

告示

埼玉県告示第九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和元年五月三十一日

埼玉県知事 上田清司

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
居宅介護支援センター あゆみ	事業所所在地	ふじみ野市上福岡三―一―一―三	ふじみ野市上福岡四―四―一―九エルツ・アイン二〇四号	居宅介護支援
日生ホームヘルプサービス 和光	事業者名	株式会社日本生科学研究所	ミアヘルサ株式会社	訪問介護
日生デイサービスセンター 和光	事業者名	株式会社日本生科学研究所	ミアヘルサ株式会社	通所介護
日生居宅介護支援事業所和光	事業者名 事業所名	株式会社日本生科学研究所 日生居宅介護支援事業部	ミアヘルサ株式会社 日生居宅介護支援事業所和光	居宅介護支援

和光市北第二地域 包括支援センター	日生訪問看護ステ ーション和光	日生定期巡回サ ービス和光		プラチナ・訪問介 護ステーション春 日部	新倉高齢者福祉セ ンター	プラチナ・訪問介 護ステーション伊 奈	鳩山町地域包括支 援センター
事業者名	事業者名	事業所名	事業者名	事業者所 在地	事業者名	事業者所 在地	事業所所 在地
株式会社日本 生科学研究所	株式会社日本 生科学研究所	定期巡回・随時 対応型訪問介 護看護ステーション 和光	株式会社日本 生科学研究所	東京都中央区 京橋一丁目一 八	株式会社日本 生科学研究所	東京都中央区 京橋一丁目一 八	比企郡鳩山町 大豆戸一八三
ミアヘルサ株式 会社	ミアヘルサ株式 会社	日生定期巡回 サービス 和光	ミアヘルサ株式 会社	東京都千代田 区大手町一 五	ミアヘルサ株式 会社	東京都千代田 区大手町一 五	比企郡鳩山町 松ヶ丘四一 四
介護予防支援	訪問看護 介護予防訪問看護	定期巡回・随時対応 型訪問介護看護		訪問介護	小規模多機能型居 宅介護 介護予防小規模多 機能型居宅介護	訪問介護	介護予防支援

告示

埼玉県告示第九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和元年五月三十一日

埼玉県知事 上田清司

名称						所在地						サービスの種類						廃止年月日											
所沢整形外科						所沢市宮本町一 一五―六						訪問看護		訪問リハビリテー ション		居宅療養管理指導		介護予防訪問看護		介護予防訪問リハ ビリテーション		介護予防居宅療養 管理指導		平成三十一年三月 三十一日					

えん デイサービスおう	まなびや 星の子 草加校	あおい薬局狭山ヶ 丘店	あおい調剤薬局 志木店	ユタカ歯科
二狭 九山市上赤坂六 一七	四草 七加市新栄町二 一六二六	一所 一沢市狭山ヶ 一六二九八〇丘	志 一木市本町五 五 一八山三 三 ビル二F	所 一沢市東狭山ヶ 一 二 二
介 護予防 通所介 護	通 所介 護	介 護予防 居宅療 養 管理指 導	居 宅療 養 管理指 導	介 護予防 居宅療 養 管理指 導
七平 日成二 二十六 年五 月	三平 十一成 一年三 月	三平 十成二 十四 年九 月	三平 十一成 一年三 月	二平 十五成 三十一 一年四 月

告 示

埼玉県告示第九十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年五月三十一日

埼玉県知事 上田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県コバトン健康マイレージ運營業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県保健医療部健康長寿課健康長寿担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社N T T ドコモ 東京都千代田区永田町2丁目11番1号
- 5 契約金額
160,666,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第百号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ケーズデンキ北本店

埼玉県北本市深井四丁目五十四番外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和二年一月十日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千九百九十五平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一三六台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 八六台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一四八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三〇立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和元年五月九日

二 縦覧期間

令和元年五月三十一日から令和元年九月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年五月三十一日から令和元年九月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第百一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

三井ショッピングパーク ララガーデン春日部

埼玉県春日部市南一丁目一番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計四十一者

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番一号 外 計四十一者

ハ 変更年月日

平成三十一年四月十九日外

ニ 届出年月日

令和元年五月十七日

二 縦覧期間

令和元年五月三十一日から令和元年九月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年五月三十一日から令和元年九月三十日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第百二二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

うれし野モール

埼玉県ふじみ野市うれし野二丁目十六番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ロジコム 代表取締役 本荘良一

東京都東大和市向原一丁目三番地二十一

（変更後）LCホールディングス株式会社 代表取締役 金子修

東京都港区赤坂一丁目十二番三十二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋政男

東京都杉並区成田東四丁目三十九番八号 外 計四者

（変更後）株式会社チヨダ 代表取締役 澤木祥二

東京都杉並区荻窪四丁目三十番十六号 外 計三者

ハ 変更年月日

平成三十一年四月一日外

ニ 届出年月日

令和元年五月十七日

二 縦覧期間

令和元年五月三十一日から令和元年九月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年五月三十一日から令和元年九月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第百三三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

日進ハム上尾ビル

埼玉県上尾市大字平塚二千五百十八―一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 日進畜産工業株式会社 代表取締役 鈴木三彌

東京都港区東麻布二丁目三十四番一号

（変更後） 日進畜産工業株式会社 代表取締役 鈴木直人

東京都港区東麻布二丁目三十二番十三号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社マルエツ 代表取締役 高橋惠三

東京都豊島区東池袋五丁目五十一番十二号 外 計四者

（変更後） 株式会社ベイシア 代表取締役 橋本浩英

群馬県前橋市亀里町九百番地 外 計三者

ハ 変更年月日

平成三十一年三月一日外

ニ 届出年月日

令和元年五月十六日

二 縦覧期間

令和元年五月三十一日から令和元年九月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年五月三十一日から令和元年九月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第四百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年五月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

柳原ビル

埼玉県幸手市東四丁目八一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） 柳原ビル

埼玉県幸手市大字幸手千二百九十一

（変更前） 柳原ビル

埼玉県幸手市東四丁目八一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） ウエルシア関東株式会社 代表取締役 水野秀晴

埼玉県さいたま市見沼区東大宮四丁目四十七番地七

（変更後） ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 松本忠久

東京都千代田区外神田二丁目二番十五号

ハ 変更年月日

平成三十一年三月一日外

ニ 届出年月日

令和元年五月二十三日

二 縦覧期間

令和元年五月三十一日から令和元年九月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年五月三十一日から令和元年九月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七号の規定により、富士見第一土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

令和元年五月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	渋谷 勇	埼玉県富士見市大字下南畑百九十七番地
同	塩野 弘	埼玉県富士見市大字下南畑三千五百九番地の一
同	坂間 道夫	埼玉県富士見市大字下南畑四百六十四番地
同	柳下 稔	埼玉県富士見市大字下南畑四百三十三番地二
同	吉川 行雄	埼玉県富士見市大字下南畑三千七百十八番地
同	吉川 勇	埼玉県富士見市大字下南畑三千二百四十三番地一
同	新井 功男	埼玉県富士見市大字下南畑四千二十五番地
同	砂川 富美男	埼玉県富士見市大字下南畑四千百五番地
同	水村 正宏	埼玉県富士見市大字下南畑二千四百七十八番地
同	横山 透	埼玉県富士見市大字下南畑二千十八番地
同	市川 廣政	埼玉県富士見市大字南畑新田八百九十二番地
同	森川 正幸	埼玉県富士見市大字南畑新田八百十二番地
同	桶田 邦宏	埼玉県富士見市大字南畑新田三百八十五番地
同	武井 澄江	埼玉県富士見市大字南畑新田百四十二番地の一一
同	柳川 範之	埼玉県富士見市大字下南畑千六百二十四番地
同	谷澤 弘樹	埼玉県川越市大字天沼新田百四十二番地八
監事	渋谷 智明	埼玉県ふじみ野市苗間一丁目十四ー七ー五〇五号
同	新井 藤一	埼玉県富士見市大字下南畑三千九百二十四番地
同	桶田 裕司	埼玉県富士見市大字南畑新田四百二十四番地の一
同	島村 安行	埼玉県富士見市大字南畑新田二百三十三番地の二

二 退任

職名	氏名	住所
理事	塩野 邦夫	埼玉県富士見市大字下南畑三千五百八十六番地
同	金子 仁志	埼玉県富士見市大字下南畑三百二十六番地
同	新井 保広	埼玉県富士見市大字下南畑五百五番地

告示

埼玉県告示第百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七号の規定により、入間第二用水土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

令和元年五月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	齊藤修	埼玉県狭山市狭山五番十五号
同	山崎順一	埼玉県川越市大字北田島百四番地
同	山下敏郎	埼玉県飯能市大字平松二百五十番地一
同	島村芳孝	埼玉県日高市大字高萩二千七十番地二
同	金子健	埼玉県日高市大字大谷沢三百二十四番地
同	古谷喜三郎	埼玉県狭山市笹井二丁目三十番十七号
同	宇佐美日出夫	埼玉県狭山市柏原七百六番地の三
同	小岩井義則	埼玉県日高市大字中鹿山三百六十六番地
監事	栗原勝	埼玉県川越市大字山城六十一番地
同	久保田慎一	埼玉県狭山市大字柏原千六百八十二番地
同	安藤俊吾	埼玉県日高市大字高萩二百六十三番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	齊藤修	埼玉県狭山市狭山五番十五号
同	鈴木弘	埼玉県川越市大字豊田本十番地
同	山崎順一	埼玉県川越市大字北田島百四番地
同	山下敏郎	埼玉県飯能市大字平松二百五十番地一
同	島村芳孝	埼玉県日高市大字高萩二千七十番地二
同	金子健	埼玉県日高市大字大谷沢三百二十四番地
同	古谷喜三郎	埼玉県狭山市笹井二丁目三十番十七号
同	宇佐美日出夫	埼玉県狭山市柏原七百六番地の三
同	小岩井義則	埼玉県日高市大字中鹿山三百六十六番地
監事	栗原勝	埼玉県川越市大字山城六十一番地
同	久保田慎一	埼玉県狭山市大字柏原千六百八十二番地
同	安藤俊吾	埼玉県日高市大字高萩二百六十三番地

告示

埼玉県告示第七七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、川島町土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和元年五月三十一日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
理事	山口利男	埼玉県比企郡川島町大字中山千八百三十一番地

告示

埼玉県告示第百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、七郷北部土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和元年五月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
----	----	----

理事	安藤雅康	埼玉県比企郡嵐山町大字古里八百三番地
----	------	--------------------

同	安藤誠	同 同 古里八百三十三番地一
---	-----	----------------

同	安藤康正	同 同 古里五百九十九番地
---	------	---------------

同	飯島誠	同 熊谷市塩六百三十四番地
---	-----	---------------

同	飯島守	同 比企郡嵐山町大字古里四百五十二番地
---	-----	---------------------

同	大久保文雄	同 同 吉田七百八十四番地
---	-------	---------------

同	大塚晃	同 同 古里三百七十番地
---	-----	--------------

同	大塚富雄	同 同 古里二十四番地二
---	------	--------------

同	川口雅史	同 同 吉田千三百六十番地三
---	------	----------------

同	小林智	同 同 吉田四百六十六番地二
---	-----	----------------

同	田邊淑宏	同 同 吉田千八百八十九番地
---	------	----------------

同	千野孝夫	同 同 小川町大字西古里五百三十四番地
---	------	---------------------

同	馬場亨	同 同 嵐山町大字吉田千四百十六番地
---	-----	--------------------

同	福島章	同 同 吉田二百六十六番地
---	-----	---------------

同	藤野嘉彦	同 同 吉田千六十四番地
---	------	--------------

同	荻山直行	同 同 古里八百八番地
---	------	-------------

同	島田輝雄	同 同 吉田九百四十四番地
---	------	---------------

同	藤野彰一	同 同 吉田千百六十番地
---	------	--------------

二 退任

職名	氏名	住所
----	----	----

理事	馬場亨	埼玉県比企郡嵐山町大字吉田千四百十六番地
----	-----	----------------------

同	嶋田行雄	同 同 吉田千四百三十七番地二
---	------	-----------------

同	田邊淑宏	同 同 吉田千八百十九番地
---	------	---------------

同	飯嶋幸良	同 同 古里四百八十二番地
---	------	---------------

同	内田浩	同 同 吉田八百四十二番地
---	-----	---------------

告 示

埼玉県告示第百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、備前渠用水路土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和元年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏名	住所
監事	飯塚 忠之	埼玉県深谷市蓮沼四百十五番地

告示

埼玉県告示第百十号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

令和元年五月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
白子 眞澄	埼玉県さいたま市	埼玉県さいたま市見沼区大字上山口新田字大山二百五十二番	三、二二五
熱田 幸作	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市中奈良字深田二十九番一ほか九筆	一九、一五三
新井 正彦	埼玉県行田市	埼玉県熊谷市池上字鶴巻一番ほか三筆	六、五八〇
新井 彌一郎	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市池上字稻荷前百九十九番一	一、九四五
飯嶋 竹夫	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市板井字氷川七百三十一番	一、〇〇六
石井 勝己	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市池上字鶴巻百二十三番一ほか三筆	四、六六一
石井 誠	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市池上字鶴巻二十番一ほか二筆	四、七八五

農園 株式会社えもり	株式会社ウエテック	株式会社いしかわファーム	金井 和夫	岡田 祐一	岡田 晃	大島 勝弥	大島 幸三郎	江守 昇	泉 二良
埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市
埼玉県熊谷市大塚 字東沢二十三番一 ほか十七筆	埼玉県熊谷市大塚 字大谷田六番ほか 三筆	埼玉県熊谷市今井 字南本郷百六十番 ほか六十九筆	埼玉県熊谷市今井 字上本郷千六十八 番一ほか三筆	埼玉県熊谷市中奈 良字明戸千五百四 十八番一	埼玉県熊谷市今井 字社口九百八十一 番一ほか三筆	埼玉県熊谷市上中 条字土腐五百九十 三番	埼玉県熊谷市今井 字女塚四百七十五 番ほか三筆	埼玉県熊谷市上中 条字田谷六十二番 ほか七筆	埼玉県熊谷市下奈 良字葉草西千五百 四十三番ほか二筆
四四、一五七	一二、七四五	八九、三三九	九、二五四	七四〇	一〇、九九〇	八七〇	九、九八四	一八、三五八	五、九九一

谷津 明	田口 英樹	高橋 好雄	大崎 進	小林 義明	クラセカラ ンダラ バ	鯨井 健司	鯨井 章男	株式会社フ ァー ムくまがや	株式会 社フ ァー ム小澤	株式会 社太 陽フ ァー ム奈良
埼玉県熊谷市	埼玉県行田市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市
埼玉県熊谷市日向 字観音寺八番ほか 一筆	埼玉県熊谷市池上 字鶴巻十番一ほか 四筆	埼玉県熊谷市今井 字赤城四百二番	埼玉県熊谷市大塚 字生田塚百四十三 番ほか一筆	埼玉県熊谷市上中 条字土腐五百三十 四番一ほか二十筆	埼玉県熊谷市日向 字内窪三百九十番 ほか一筆	埼玉県熊谷市小曾 根字西川原九百二 番ほか三筆	埼玉県熊谷市小曾 根字北浦四百九十 一番ほか八筆	埼玉県熊谷市上中 条字鎧塚三百四十 七番ほか二十七筆	埼玉県熊谷市今井 字石代五百二十九 番ほか六十二筆	埼玉県熊谷市下奈 良字原巽二百四十 二番一ほか七筆
二、二〇一	七、八二一	四、一七〇	三、八六一	三七、八四二	二、一四一	六、九九三	八、八八七	三七、三〇〇	九二、一五〇	一四、二六二

堀口 秀雄	堀口 健一	福田 伸一	深谷 文夫	濱野 信也	長谷川 順一	農事組合法人小 原営農	夏目 亮一	中村 裕之	中島 一仁	中澤 敬明
埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市
埼玉県熊谷市池上 字鶴巻七十七番一 ほか一筆	埼玉県熊谷市池上 字鶴巻九番一ほか 四筆	埼玉県熊谷市柴字 東百十八番一ほか 五筆	埼玉県熊谷市千代 字在家三百六十二 番一	埼玉県熊谷市今井 字赤城三百九十六 番	埼玉県熊谷市下奈 良字原乾五百八十 番七ほか一筆	埼玉県熊谷市小江 川字唐篠谷七十四 番ほか十一筆	埼玉県熊谷市池上 字鶴巻三番ほか十 三筆	埼玉県熊谷市小江 川字切久保八百五 番一ほか二筆	埼玉県熊谷市上中 条字田谷七十五番 ほか一筆	埼玉県熊谷市小曾 根字東浦百三十四 番一ほか二十二筆
一、 六三二	七、 二五五	二、 七二五	一、 〇六五	二、 六六一	三、 七一三	一〇、 二四一	一四、 九九九	三、 〇四四	五、 八八二	一〇、 四三〇

相上 清松	吉野 正義	有限会社中条農 産サービス	山崎 俊孝	村田 茂	村田 昇	三澤 堅二	丸山 直紀	松本 和市	松村 捷夫	松岡 久夫
埼玉県行田市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市
埼玉県行田市大字 関根字蓮ヶ原一番 一ほか三百十筆	埼玉県熊谷市日向 字内窪四百十番ほ か四筆	埼玉県熊谷市今井 字赤城三百九十八 番ほか十四筆	埼玉県熊谷市小曾 根字西川原八百九 番ほか六筆	埼玉県熊谷市池上 字鶴巻七十二番二 ほか十八筆	埼玉県熊谷市池上 字鶴巻十五番一ほ か五筆	埼玉県熊谷市大塚 字前浦百五十六番 一ほか一筆	埼玉県熊谷市下奈 良字葉草南千八百 三番二	埼玉県熊谷市下奈 良字葉草西千五百 二十二番一	埼玉県熊谷市下奈 良字葉草西千五百 七十一番	埼玉県熊谷市大塚 字生田塚百四十四 番一ほか一筆
二四七、〇九一	四、二二六	三九、三八三	六、三〇八	二一、九一七	八、四八二	二、三五三	二、三五〇	二八一	二、〇六八	一、九四七

村田 茂	三ツ木 宏之	堀口 秀雄	農事組合法人見 沼八王子	夏目 亮一	河野 茂夫	加村 政寿	E F A R M 株式会社RIS	株式会社竹井農 産	株式会社あらい 農産	椛田 佳克
埼玉県熊谷市	埼玉県鴻巣市	埼玉県熊谷市	埼玉県行田市	埼玉県熊谷市	埼玉県行田市	埼玉県鴻巣市	埼玉県行田市	埼玉県行田市	埼玉県行田市	埼玉県行田市
筆 八十六番一ほか二 埼玉県行田市大字 小敷田字高根四百	筆 野字南四千百十一 番一ほか二筆 埼玉県行田市大字	筆 小敷田字道下三百 六十六番一ほか一 埼玉県行田市大字	筆 下中条字野際二百 五十二番一ほか二 十二筆 埼玉県行田市大字	筆 小敷田字竹町二百 六十番二 埼玉県行田市大字	筆 真名板字堂裏千五 百六十九番一ほか 一筆 埼玉県行田市大字	筆 下忍字東谷二千五 百五十一番ほか三 十四筆 埼玉県行田市大字	筆 北河原字田出牛二 百九十三番ほか七 埼玉県行田市大字	筆 埼玉字下屋敷通四 千六百七十五番一 ほか八筆 埼玉県行田市大字	筆 下須戸字中沼三百 八十四番ほか三筆 埼玉県行田市大字	筆 八十二番 関根字蓮ヶ原二百 埼玉県行田市大字
一、 四〇五	二、 三九四	一、 五一四	二九、 一三七	七	一、 八五七	二四、 六八七	一六、 五九六	五、 八三〇	五、 八〇八	六九七

株式会社おぐら ライス	株式会社おおや 農園	金子 操	小野原 正雄	小野原 新吉	大熊 孝治	内田 隆	今成 正芳	石井 隆志	天野 芳明	村田 健士
埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県鴻巣市
埼玉県加須市飯積 字五反田七百三十 八番ほか九筆	埼玉県加須市飯積 字三軒千九百十六 番ほか九筆	埼玉県加須市飯積 字五反田六百八十 九番一ほか十一筆	埼玉県加須市道目 字下大道上千二百 五番三	埼玉県加須市道目 字上大道上八百四 十九番一ほか五筆	埼玉県加須市北辻 字芝原九百八十三 番ほか一筆	埼玉県加須市外川 字松原二百四十九 番一ほか五筆	埼玉県加須市道目 字上大道上八百二 十八番	埼玉県加須市北辻 字芝原九百七十二 番	埼玉県加須市北辻 字善僧八十九番	埼玉県行田市大字 野字南四千百十五 番
八、 六九七	九、 四三一	七、 三三七	四 四九	三、 五七一	一、 〇七一	四、 四一〇	四 九六	一、 〇七四	二、 〇〇九	一、 二七〇

中村 悟	谷山 栄一	田口 長正	田口 昭規	関根 栄治	佐藤 充宏	齋藤 茂雄	齋藤 一夫	小林 行勇	株式会社はぎは ら農園	株式会社グリー ンファーム川島
埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市
埼玉県加須市外川 字松原二百六十二 番一ほか二筆	埼玉県加須市外川 字松原三百三番ほ か三筆	埼玉県加須市柳生 字関下五百四十四 番一ほか十筆	埼玉県加須市柳生 字中間八百七十四 番一	埼玉県加須市外川 字松原三百十二番 ほか二筆	埼玉県加須市飯積 字五反田八百二十 八番一ほか七筆	埼玉県加須市外川 字松原二百八十四 番ほか四筆	埼玉県加須市外川 字松原二百七十一 番一ほか六筆	埼玉県加須市外川 字松原三百十五番	埼玉県加須市飯積 字中新田千百五十 四番ほか十四筆	埼玉県加須市柳生 字関下四百五十八 番一ほか五筆
二、 一二七	四、 七二八	九、 一二四	八二〇	三、 〇〇六	三、 四八七	四、 〇五八	五、 三九〇	九九九	一一、 二七五	四、 〇〇一

アサヒ農研株式 会社	アグリグリーン 株式会社	秋葉 喜平	秋庭 功	渡邊 正昭	渡邊 茂	渡邊 克行	吉澤 安夫	福田 則雄	根岸 哲夫	中森農産株式會 社
埼玉県鴻巣市	埼玉県久喜市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市
埼玉県鴻巣市赤城 字大和田八百六十 二番ほか三十筆	埼玉県鴻巣市北根 字北根五百六十二 番一ほか七十六筆	埼玉県鴻巣市常光 字谷島二千八十九 番一	埼玉県鴻巣市下谷 字野新田六百六番 一ほか一筆	埼玉県加須市外川 字松原三百九番ほ か三筆	埼玉県加須市外川 字松原二百七十九 番ほか五筆	埼玉県加須市戸崎 字城附五百六十五 番一	埼玉県加須市道目 字上大道下九百十 八番一	埼玉県加須市中種 足三千九百六十八 番ほか一	埼玉県加須市外川 字松原二百四十三 番ほか十筆	埼玉県加須市岡古 井字道上三百四十 五番ほか七筆
四六、 一六四	九二、 一〇九	九八九	一、 〇五〇	三、 九五五	六、 二一〇	七九九	九五七	九、 五五〇	一三、 九九〇	一一、 一九九

岩崎 新一	今井 健	石井 雄一	飯野 康	安藤 伸雄	安藤 精一	荒川 功	荒井 光弘	荒井 政男	新井 浩一	荒井 隆
埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市
埼玉県鴻巣市郷地 字谷道上二千二百 二十四番一ほか十 一筆	埼玉県鴻巣市郷地 字長樋下千七百番 一ほか一筆	埼玉県鴻巣市屈巢 字外宮前三百二十 三番一ほか十三筆	埼玉県鴻巣市郷地 字長樋下千七百十 二番一	埼玉県鴻巣市笠原 字太田切三千四百 十四番一ほか六筆	埼玉県鴻巣市笠原 字堤向五千九百四 十二番	埼玉県鴻巣市広田 字子宮五千二百二 十六番ほか九筆	埼玉県鴻巣市下谷 字野新田六百七十 四番一ほか五筆	埼玉県鴻巣市常光 字川辺三百六十三 番ほか十筆	埼玉県鴻巣市北根 字北根二百十一番 一ほか二十七筆	埼玉県鴻巣市笠原 字株柳三千二百六 十八番一ほか二筆
九、〇五四	一、二一八	一三、三六〇	九八五	六、九一八	四〇四	一七、一一〇	五、八七四	六、五二二	二〇、九七六	二、九二三

木村 哲男	加村 政寿	岡田 林三	岡崎 誠	岡崎 恵一	大塚 征一	大塚 勇	大賀 文吉	内田 浩幸	岩崎 好男	岩崎 正司
埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市
埼玉県鴻巣市郷地 字小宮浦二千五百 十二番ほか十一筆	埼玉県鴻巣市市ノ 縄字中耕地三百四 十九番一ほか二筆	埼玉県鴻巣市下谷 字野新田九百九十 四番一ほか一筆	埼玉県鴻巣市屈巢 字薬師前四千三百 三十七番ほか二十 三筆	埼玉県鴻巣市屈巢 字埜端四千六百七 十三番一ほか十一 筆	埼玉県鴻巣市上谷 字上川面千百五十 番一ほか六筆	埼玉県鴻巣市上谷 字西ヶ崎百三十二 番ほか十四筆	埼玉県鴻巣市上会 下字八幡西七百七 十四番ほか四筆	埼玉県鴻巣市北根 字北根五百二十五 番	埼玉県鴻巣市笠原 字堂通六千五十番 ほか二筆	埼玉県鴻巣市郷地 字小宮浦二千五百 六十四番一
一一、六五一	一、八九〇	二、〇〇一	一六、三一九	六、七七二	四、八七六	九、三四〇	五、三六六	二、〇〇〇	三、六五八	九七五

清水 新一	島田 豊	島田 一男	篠崎 裕雄	坂本 精吾	齋藤 健一	小谷野 三郎	小林 洋一	河野 國一	黒沼 浩二	鯨井 敏夫
埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市
埼玉県鴻巣市郷地 字主計屋敷千四百 二十四番一	埼玉県鴻巣市安養 寺字宿浦四百六十 八番一ほか七十三 筆	埼玉県鴻巣市登戸 字野郷地五百八十 番ほか二十五筆	埼玉県鴻巣市川面 字前谷五百五十三 番ほか一筆	埼玉県鴻巣市赤城 字大和田八百五十 八番ほか一筆	埼玉県鴻巣市郷地 字小宮浦二千四百 八十番一	埼玉県鴻巣市北根 字北根四百二十八 番一ほか三筆	埼玉県鴻巣市小谷 字三耕地千七百三 十六番二ほか三十 筆	埼玉県鴻巣市糖田 字本田式ノ割千七 百四十二番ほか一 筆	埼玉県鴻巣市郷地 字さがへと二百番 一ほか十一筆	埼玉県鴻巣市笠原 字土腐二千九百六 十七番二
二一八	五九、 八二六	一九、 五三三	九九七	八、 五二一	九七一	三、 六一二	二五、 三五七	二、 八六二	六、 三一八	四八四

長島 久雄	長島 善一	長島 榮	常見 豊	田沼 茂	田島 清	武井 正夫	瀧澤 則雄	高橋 恒男	鈴木 三郎	白根 金明
埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県桶川市
埼玉県鴻巣市上谷 字道郡五百七番一 ほか九筆	埼玉県鴻巣市上谷 字内谷二千四百五 十一番一	埼玉県鴻巣市笠原 字堂通六千六十番 ほか二筆	埼玉県鴻巣市安養 寺字宿浦五百二十 八番ほか六筆	埼玉県鴻巣市笠原 字沖埜二百八十三 番一ほか二筆	埼玉県鴻巣市糖田 字本田三ノ割二千 二百十三番	埼玉県鴻巣市糖田 字本田式ノ割千八 百八十九番ほか四 筆	埼玉県鴻巣市屈巢 字舟入五千九百四 十番一	埼玉県鴻巣市小谷 字老耕地百十九番 一ほか六筆	埼玉県鴻巣市北根 字北根二百十一番 二	埼玉県鴻巣市新井 字中道上六百八十 三番一ほか五十筆
八、 一二一	九九五	二、 八六八	五、 四九〇	二、 七九八	一、 四二二	四、 三一六	九四九	六、 八七八	二、 六〇六	二一、 六二三

藤村 孝	藤井 廣一	肥留川 宏一	肥留川 浩	白田 雄助	野崎 桂一	新島 喜美男	中根 栄良	長島 康文	長島 光子	中島 正雄
埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県久喜市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市
埼玉県鴻巣市屈巢 字三反田六千八十 七番一	埼玉県鴻巣市上谷 字上川面九百三十 八番ほか九筆	埼玉県鴻巣市郷地 字小宮浦二千八百 二十九番一ほか一 筆	埼玉県鴻巣市郷地 字主計屋敷千四百 八十番一ほか三筆	埼玉県鴻巣市糖田 字本田五ノ割二千 六百六十八番一ほ か八筆	埼玉県鴻巣市笠原 字沖埜二百十六番 一ほか二筆	埼玉県鴻巣市下谷 字岡千三百八十六 番一	埼玉県鴻巣市郷地 字長海塚千八十六 番	埼玉県鴻巣市下谷 字野新田八百八番	埼玉県鴻巣市笠原 字二貫野四百十三 番二ほか二筆	埼玉県鴻巣市笠原 字土腐二千九百八 十一番一
九五〇	八、 六〇六	九九八	四、 三四五	六、 三一七	二、 二八六	六九七	四九五	七五三	一、 九一一	九九一

渡邊 新一	渡邊 繁	吉田 和好	吉岡 勇	矢部 明	森田 政幸	村松 昌樹	宮永 始	三ツ木 宏之	堀越 勉	細野 正夫
埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市
埼玉県鴻巣市笠原 字前新田千三百番 一ほか十二筆	埼玉県鴻巣市糖田 字本田五ノ割二千 五百七十番	埼玉県鴻巣市三町 免字壱ノ耕地百十 六番ほか一筆	埼玉県鴻巣市屈巢 字埜端四千六百六 十八番一ほか二筆	埼玉県鴻巣市下谷 字岡二百八十番一 ほか十五筆	埼玉県鴻巣市郷地 字中谷二千百六十 四番一	埼玉県鴻巣市小谷 字壱耕地百九十五 番	埼玉県鴻巣市郷地 字谷道上二千二百 七十三番一	埼玉県鴻巣市屈巢 字柿木三千六十七 番ほか二十一筆	埼玉県鴻巣市八幡 田字道下十二番ほ か四筆	埼玉県鴻巣市北根 字北根八百七番ほ か三筆
二、二六九	五二二	四、七二〇	一、七二二	九、一一九	二四八	二、一三〇	九四四	一九、四二一	二、九六九	四、〇九九

服部 勇	成塚 廣	常見 淳	田中 理之	染谷 益夫	齋藤 俊夫	黒須 正美	菊池 正彦	菊池 和夫	荒井 正男	神田 秀昭
埼玉県蓮田市	埼玉県蓮田市	埼玉県蓮田市	埼玉県北足立郡伊奈町	埼玉県蓮田市	埼玉県蓮田市	埼玉県蓮田市	埼玉県蓮田市	埼玉県蓮田市	埼玉県蓮田市	埼玉県越谷市
埼玉県蓮田市大字 閩戸字前田千三百 二十三番一	埼玉県蓮田市大字 閩戸字前田千二百 三十六番一ほか九 筆	埼玉県蓮田市大字 閩戸字前田千二百 二十二番一ほか七 筆	埼玉県蓮田市大字 閩戸字前田千八百 十二番一	埼玉県蓮田市大字 閩戸字前田千二百 四十四番一ほか九 筆	埼玉県蓮田市大字 閩戸字堤外千四百 八十九番一ほか三 筆	埼玉県蓮田市大字 閩戸字前田千二百 三十番一ほか七筆	埼玉県蓮田市大字 閩戸字前田千四百 三十二番一ほか三 筆	埼玉県蓮田市大字 閩戸字前田千二百 五十四番一ほか一 筆	埼玉県蓮田市大字 閩戸字前田千二百 八十五番二ほか二 十筆	埼玉県越谷市大字 大松字深石二百五 十三番一ほか五筆
四六八	五、 二七四	五、 六三五	八九九	四、 七〇八	一、 九九七	五、 六三九	二、 六四五	一、 八九二	八、 九七三	五、 七三〇

関口 守一	坂巻 一郎	近藤 行雄	近藤 勇	黒川 英巳	荻野 俊幸	池田 昌生	荒井 利二	荒井 健造	増田 善久	服部 賢治
埼玉県坂戸市	埼玉県坂戸市	埼玉県坂戸市	埼玉県坂戸市	埼玉県坂戸市	埼玉県坂戸市	埼玉県坂戸市	埼玉県坂戸市	埼玉県坂戸市	埼玉県蓮田市	埼玉県蓮田市
埼玉県坂戸市大字 赤尾字左京二千三百 五番三ほか一筆	埼玉県坂戸市大字 赤尾字舛田六十二 番ほか一筆	埼玉県坂戸市大字 赤尾字長島二千百 三十七番一	埼玉県坂戸市大字 赤尾字長島二千百 五十八番一	埼玉県坂戸市大字 赤尾字舛田八番ほ か六筆	埼玉県坂戸市大字 赤尾字舛田六十三 番	埼玉県坂戸市大字 赤尾字左京二千三 百七十四番一	埼玉県坂戸市大字 赤尾字長島二千百 四十二番	埼玉県坂戸市大字 赤尾字舛田四十七 番一	埼玉県蓮田市大字 閏戸字前田千三百 四十四番一	埼玉県蓮田市大字 閏戸字前田千二百 六十三番一ほか六 筆
九一八	九五七	四四三	三九三	二、 八八九	四九六	二七二	四九七	四五九	九四三	四、 一八三

株式会社内野農場	飯島 茂	新井 隆	有限会社神扇農業機械化センター	和田 敏雄	山崎 正明	安野 勝己	原 伸一	林 信久	林 成一	中村 孝子
埼玉県比企郡川島町	埼玉県比企郡川島町	埼玉県比企郡川島町	埼玉県幸手市	埼玉県坂戸市	埼玉県坂戸市	埼玉県坂戸市	埼玉県坂戸市	埼玉県坂戸市	埼玉県坂戸市	埼玉県坂戸市
埼玉県比企郡川島町大字東部八番ほか二筆	埼玉県比企郡川島町大字平沼字西五百六十九番一ほか二十四筆	埼玉県比企郡川島町大字松永字新堀町百三十三番六	埼玉県幸手市平須賀一丁目百二十番ほか五筆	埼玉県坂戸市大字赤尾字左京二千二百七十六番一	埼玉県坂戸市大字赤尾字長島二千百五十七番一	埼玉県坂戸市大字赤尾字舛田十番一ほか一筆	埼玉県坂戸市大字赤尾字舛田九番一ほか七筆	埼玉県坂戸市大字赤尾字長島二千百三十六番一ほか三筆	埼玉県坂戸市大字赤尾字長島二千百三十八番	埼玉県坂戸市大字赤尾字長島二千百七十八番二ほか一筆
二、三八五	二〇、四四七	四九五	一三、八〇八	一七八	三七三	八五八	三、三五三	一、八二一	四九八	三九七

野口 和利	遠山 定男	染谷 勇一	関口 英男	杉山 進	小森谷 千春	小島 秀文	小久保 良行	神田 清	株式会社比企ア グリサービス	株式会社沼田フ ーム
町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	埼玉県東松山市	町 埼玉県比企郡川島
埼玉県比企郡川島 町大字東部二百六 十一番ほか十筆	埼玉県比企郡川島 町大字上八ツ林字 開町九百十番一ほ か八筆	埼玉県比企郡川島 町大字上小見野字 家附一番町七十七 番一	埼玉県比企郡川島 町大字上八ツ林字 柳町五百九十番一 ほか六筆	埼玉県比企郡川島 町大字上小見野字 家附三番町四百六 十五番一ほか三筆	埼玉県比企郡川島 町大字白井沼字上 沖田六十番一ほか 三筆	埼玉県比企郡川島 町大字平沼字本村 前四百七十三番一 ほか三筆	埼玉県比企郡川島 町大字平沼字西六 百八十四番一ほか 二筆	埼玉県比企郡川島 町大字上小見野字 八反町七百十五番 一ほか五筆	埼玉県比企郡川島 町大字下八ツ林字 檜町六百二十五番 一ほか一筆	埼玉県比企郡川島 町大字鳥羽井新田 字四番八百五十九 番一ほか五筆
七、 三七二	六、 九五七	四 三三	六、 五七九	二、 九九二	三、 八一八	二、 八五一	二、 八一四	二、 三三二	一、 二八四	四、 三〇一

農事組合法人 トワファーム	農事組合法人小 園営農組合	株式会社 T.N. Plants	矢部 勇	矢部 義一	矢内 光秋	丸山 祐市	松上 悟史	二松 正憲	原口 政樹	野澤 光雄
埼玉県深谷市	埼玉県大里郡寄 居町	埼玉県児玉郡神 川町	埼玉県比企郡川 島町	埼玉県比企郡川 島町	埼玉県比企郡川 島町	埼玉県比企郡川 島町	埼玉県比企郡川 島町	埼玉県比企郡滑 川町	埼玉県比企郡川 島町	埼玉県比企郡川 島町
埼玉県大里郡寄居 町大字赤浜字洞尻 二百八十四番ほか 二十七筆	埼玉県大里郡寄居 町大字小園字富士 前三百九十六番ほ か七筆	埼玉県児玉郡神川 町大字新里字中北 原六百四十九番一 ほか六十筆	埼玉県比企郡川島 町大字平沼字本村 前四百一番一ほか 四筆	埼玉県比企郡川島 町大字平沼字新田 前三百三十九番二 ほか二筆	埼玉県比企郡川島 町大字東野三十九 番ほか百八十九筆	埼玉県比企郡川島 町大字上八ツ林字 船原町三百九十三 番一ほか十二筆	埼玉県比企郡川島 町大字上小見野字 家附三番町三百五 十三番二	埼玉県比企郡川島 町大字南園部字五 反田二百四十二番 一ほか一筆	埼玉県比企郡川島 町大字戸守字寿江 百二十八番一ほか 二筆	埼玉県比企郡川島 町大字北園部字亀 ノ尻四百四十二番 一ほか一筆
二一、六三〇	五、五七五	八四、〇三二	三、七六一	一、九三五	一六八、七一三	一一、二四七	九三一	一、九一〇	二、八四二	九六九

川 農事組合法人吉 糧 農	青木 邦夫	松村 明
埼玉県吉川市	埼玉県北葛飾郡杉戸町	埼玉県大里郡寄居町
埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字 広島通二千五十五 番一ほか一筆	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字木野川字 堤外三番ほか四十 四筆	埼玉県大里郡寄居町大字小園字富士 前四百七十七番
一、 四〇七	二六、 七九七	一、 〇六四

二 認可年月日

令和元年五月二十八日

告 示

埼玉県告示第百十一号

測量計画機関である独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

幸手市栄地区

四 作業期間

令和元年五月二十日から令和二年五月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第百十二号

平成三十年埼玉県告示第九七号で公示した公共測量は、平成三十一年三月八日終了した旨測量計画機関である三芳町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第百十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域（平成二十年埼玉県告示第四百六十三号）のうち、次の区域の指定を解除する。

令和元年五月三十一日

埼玉県知事 上田清司

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するため行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
黒岩	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。

告 示

埼玉県告示第百十四号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県さいたま市桜区神田八十五番地一（五百十三）

小林 純子

二 取消年月日

平成三十一年四月三十日

告 示

埼玉県告示第百十五号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県さいたま市桜区大字神田八十五番地一（五百十三）

合同会社J&W

二 指定年月日

令和元年五月一日

告 示

埼玉県告示第百十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年五月三十一日

埼玉県知事 上田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
第5次埼玉県議会情報ネットワーク構成機器賃貸借及び運用管理業務委託一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県議会事務局総務課 I T ・ 情報公開担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号
富士通リース株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地
- 5 契約金額
140,751,792円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第百十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立特別支援学校21校コンピュータ教室用機器等賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和2年1月1日（水）から令和6年12月31日（火）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 鳥澤 電話048-830-6885（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年7月10日（水）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年7月9日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年7月10日（水）午前10時30分まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課 令和元年7月10日（水）午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、

免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和元年6月24日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和元年6月5日（水）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be leased: equipment related to computer rooms for 21 schools.
- (2) Time-limit for the tender: By the electronic tender system; 10:30 a.m. July 10, 2019, By mail; 5:00 p.m. July 9, 2019, In person; 10:30 a.m. July 10, 2019.
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural Schools Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885.

告 示

埼玉県告示第百十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

I C 運転免許証作成用消耗品等の購入（単価契約） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成31年4月5日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社D N P アイディーシステム 東京都新宿区新宿4丁目3番17号

5 契約金額

別表のとおり

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

別表

I C 運転免許証作成用消耗品

品名	規格	金額（税抜き）
I C カード基体 優良用	300 枚×3	469,800 円
I C カード基体 一般用	300 枚×3	469,800 円
I C カード基体 新規用	300 枚×3	469,800 円
経歴書用カード基体	300 枚×1	150,600 円
高速型用リボン（セット）	2,000 枚×1（7種）	130,800 円
標準型用リボン（セット）	500 枚×1（3種）	43,400 円

I C 運転免許証作成機部品等消耗品

品名	金額（税抜き）
撮影機用消耗品	
・上下ランプセット	14,700 円
・ハードディスク（撮影機）	45,000 円
・3CCDカメラ（撮影機）	495,000 円
・免許証リーダー（撮影機）	580,000 円
・UPS	31,000 円
・制御ユニット	631,800 円
プリンタ用消耗品	
・エアフィルターセット	14,500 円
・ホッパー部固定ブラシ	11,900 円
・搬送ローラーセット	39,600 円
・サーマルヘッドセット	130,000 円
・プラテンローラー	10,000 円
・ヒートローラーセット	65,900 円
・シュートローラーセット	22,000 円
・タイミングベルトセット	17,000 円
・ロールEXITセット	47,300 円

	・ ロールロアピンチローラー	21,500 円
	・ ピンチロールUP	65,000 円
	・ ヒートロールカム部組立	40,000 円
	・ ピンチロールカム部組立	31,800 円
	・ HS 固定ブラシ	9,500 円
	・ HS 部リボンセンサー	6,500 円
I C 確認装置用消耗品		
	・ I C 確認装置用指紋認証USB	19,700 円
	・ I C 確認装置底板	9,000 円
備考欄印字装置用消耗品		
	・ 裏面印刷用インクリボン	7,800 円
複写撮影装置用消耗品		
	・ 3CCDカメラ組立	559,000 円
	・ 撮影用LEDランプ	16,000 円
	・ 吸着パッド	8,500 円
	・ 入口センサー	1,700 円
	・ 2枚取りセンサー	5,500 円
	・ 電磁弁組立	20,100 円
	・ エアフィルターセット	7,100 円
本籍印字プリンタ用消耗品		
	・ 本籍印字ロール紙	17,500 円

告 示

埼玉県告示第百十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

携帯電話解析装置用端末 35台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和元年12月13日（金）

(4) 納入場所

埼玉県警察本部刑事部刑事総務課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場

所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 平野 電話048-832-0110 内線2245

(2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
刑事部刑事総務課捜査支援係 電話048-832-0110 内線4074

(4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年7月16日（火）午前10時25分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年7月12日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年7月16日（火）午前10時25分まで

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和元年7月16日（火）午前10時30分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則

第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和元年7月4日(木)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和元年6月5日(水)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Cellular phone
Analyzing Computer
- (2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 10:25 a.m.
July 16, 2019 By mail; 5:00 p.m. July 12, 2019 In person; 10:25 a.m.
July 16, 2019
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance
Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext. 2245

告 示

埼玉県告示第百二十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

職員情報総合管理システム用サーバ等機器の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和2年1月1日（水）から令和6年12月31日（火）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部警務部警務課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 平野 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
警務部警務課人事第一係 電話048-832-0110 内線2491

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年7月12日（金）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年7月11日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年7月12日（金）午前10時20分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和元年7月12日（金）午前10時25分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和元年7月5日（金）午後3時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を令和元年6月5日(水)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Server Device etc.
for Personnel Information Management System.

(2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 10:20 a.m. July
12, 2019 By mail; 5:00 p.m. July 11, 2019 In person; 10:20 a.m. July 12,
2019

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance
Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県告示第百二十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

男性警察官用短靴の製造請負（単価契約） 6,735足

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和2年3月31日（火）まで

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局装備課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、総価（入札者が見積もった単価に予定数量を乗じた金額）を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。ただし、令和元年10月1日（火）以降の納期に係る分については、消費税及び地方消費税の税率10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を支払うこととする。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品の製品見本を、令和元年7月3日（水）午後5時まで
に次の場所に持参し、審査した結果、当該物品を製造することができる
と認められた者であること。

〒331-0065 埼玉県さいたま市西区二ツ宮883番地 埼玉県警察本部総務部
財務局装備課被服係 電話048-832-0110 内線704-322

- (6) 納入する物品の製造・検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当
者の求めにより埼玉県警察職員の立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場
所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 平野 電話048-832-0110 内線2243

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情
報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記2(5)の場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年7月10日（水）午前10時
まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年7月9日（火）午後5時
まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年7月10日（水）午前10時
まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

- (5) 開札の場所及び日時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和元年7月3日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(4)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和元年 6 月 5 日 (水) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Male police officer's low shoes Quantity; 6,735
- (2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 10:00 a.m. July 10, 2019 By mail; 5:00 p.m. July 9, 2019 In person; 10:00 a.m. July 10, 2019
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext. 2243

告 示

埼玉県告示第百二十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

男性警察官用制服ワイシャツの製造請負（単価契約） 5,642着

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和2年3月31日（火）まで

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局装備課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、総価（入札者が見積もった単価に予定数量を乗じた金額）を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。ただし、令和元年10月1日（火）以降の納期に係る分については、消費税及び地方消費税の税率10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を支払うこととする。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。
- (6) 納入しようとする物品の製造に必要な生地 of 供給を受けられることを証明する原反出荷引受書、生地見本及び製造見本を、令和元年7月3日（水）午後5時までに次の場所に持参し、審査した結果、当該物品を製造することができることと認められた者であること。

〒331-0065 埼玉県さいたま市西区二ツ宮883番地 埼玉県警察本部総務部
財務局装備課被服係 電話048-832-0110 内線704-322

- (7) 納入しようとする物品に関するアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 平野 電話048-832-0110 内線2243

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記2(6)の場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年7月10日（水）午前9時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年7月9日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年7月10日（水）午前9時

50分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和元年7月10日（水）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和元年7月3日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(3)及び(4)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和元年6月5日(水)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Male police officer's spring/autumn long sleeve shirts Quantity: 5,642

(2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 9:50 a.m. July 10, 2019 By mail; 5:00 p.m. July 9, 2019 In person; 9:50 a.m. July 10, 2019

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext. 2243

告 示

埼玉県公営企業告示第十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年五月三十一日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

車両一体型給水車の購入 4台

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和2年3月19日(木)

(4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場(さいたま市桜区大字宿618)

埼玉県庄和浄水場(春日部市新宿新田100)

埼玉県新三郷浄水場(三郷市南蓮沼1)

埼玉県吉見浄水場(比企郡吉見町大字大和田198)

(5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」(以下「システム」という。)により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。また、入札金額は4台分の価格を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成30年埼玉県告示第857号)に基づき、営業区分「物品の販売」のA等級に格付された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品に関するアフターサービス体制が整備されており、契約担当者の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(1) 提出期限

令和元年7月3日（水）午後5時（必着）

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。また、その他必要書類を3（3）に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3（3）に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

(3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課施設整備担当

（電話番号）048-830-7095（直通）

(4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3（3）に定める機関に連絡すること。

(5) 確認結果通知

確認結果の通知は、令和元年7月11日（木）までにシステム又は郵送により通知する。

4 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 提出先及び方法

3（3）に定める機関に質問書（別添様式2）を郵送（書留郵便又は簡易書留）又はファクシミリにより提出すること（持参不可）。

(2) 受付期限

令和元年6月6日（木）午後5時（必着）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和元年6月20日（木）までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

令和元年7月12日(金)から令和元年7月18日(木)午後5時

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合(システム未登録の者に限る)

5(3)に定める機関に入札書(別添様式3)を期限まで提出する(必着)。

なお、書留郵便又は簡易書留郵便によること(持参不可)。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先

(郵便番号) 330-0063

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

(機関名) 埼玉県企業局財務課予算・契約・出納担当

(電話番号) 048-830-7038(直通)

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館2階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

令和元年7月19日(金)午前10時00分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約希望金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程(昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号、以下「財務規程」という。)第123条第2項の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を令和元年7月3日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号）第9条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第124条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

(郵便番号) 330-9301

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

(機関名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当(物品)

(電話番号) 048-830-5775(直通)

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and quantity of the products to be purchased:

Water trucks, total of 4

(2) Delivery destinations:

Okubo, Showa, Shin-Misato and Yoshimi Water Filtration Plants

(3) Delivery period: March 19, 2020

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

By electronic bidding system: Must be received by 17:00[+0900(JST)] on July 3, 2019

(Bidding by registered mail must be received by 17:00[+0900(JST)] on July 3, 2019)

(5) Deadline for bids:

By electronic bidding system: 17:00[+0900(JST)] on July 18, 2019

(Bidding by registered mail must be received by 17:00[+0900(JST)] on July 18, 2019)

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information :

Details are specified in the “Bidding Instructions” (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division
Public Enterprise Bureau
Saitama Prefectural Government,
Takasago 3-14-21, Urawa-ku
Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063
Japan
Telephone: 048-830-7095 (Japanese)

告 示

埼玉県病院事業告示第一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年五月三十一日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

一 件名及び数量

医療情報システム運用保守業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県立がんセンター事務局業務部

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室七百八十番地

三 随意契約の相手方を決定した日

平成三十一年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社関東甲信越支社

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目十番十七号

五 契約金額

一億五千二十四万四千二百八十円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号）第十一条第二項に該当

告 示

埼玉県公安委員会告示第3号

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく埼玉県公安委員会が行う医師の指定に関する規則（平成21年埼玉県公安委員会規則第4号）第1条の規定に基づき次の医師を指定したので、同規則第2条の規定により公示する。

令和元年5月31日

埼玉県公安委員会委員長 齋藤 公 子

医師の氏名	勤務先の名称	勤務先の所在地	診断の対象者
山内 俊雄	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町大字毛呂本郷38番地	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に規定する病気を除く。）にかかっている者並びに同法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者
岡島 宏明	社会福祉法人埼玉医療福祉会丸木記念福祉メディカルセンター	入間郡毛呂山町大字毛呂本郷38番地	
相川 博	大宮西口メンタルクリニック	さいたま市大宮区桜木町2丁目2番13号第2ユニオンビル4階	
山内 俊雄	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町大字毛呂本郷38番地	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に規定する病気にかかっている者
岡島 宏明	社会福祉法人埼玉医療福祉会丸木記念福祉メディカルセンター	入間郡毛呂山町大字毛呂本郷38番地	
相川 博	大宮西口メンタルクリニック	さいたま市大宮区桜木町2丁目2番13号第2ユニオンビル4階	
奥平 智之	医療法人山口病院	川越市脇田町16番地13	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者
深津 亮	公益財団法人西熊谷病院	熊谷市大字石原572番地	
根岸 輝彦	医療法人社団彩輝会ねぎし内科・神経内科クリニック	さいたま市中央区下落合2丁目19番16号	